経営セーフティ共済における様式の事例 目次

様式中101 中小企業倒産防止共済契約申込書の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1～4

様式中104 掛金預金口座振替申出書の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

様式中105 掛金預金口座振替申出書（変更用）の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

様式中113 契約変更届出書の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.9

様式中210 掛金月額変更申込書の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.11

様式中211 掛金納付掛止届出書の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12

様式中213 掛金納付再開始届出書の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.14

様式中214 掛金前納申出書の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.15

様式中401 中小企業倒産防止共済契約に関する解約手当金請求書の例・・・・・・・・・・P.28

重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・P.32

＜中小企業倒産防止共済契約申込書の例＞

様式㊥101－①

委託団体扱い：契約申込者→委託団体→機構
代理店扱い：契約申込者→取扱店（金融機関）→統轄店→機構

㊥

中小企業倒産防止共済 契約申込書 ［機構行］

押印 捨印 廃止 （実印）

様式㊥101－①

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

制度の内容を理解し共済契約を申し込みます。

共済契約者番号（機構使用欄）	

A欄　申込者記入欄

1-1 事業所の所在地	郵便番号 ［　　］－［　　］	都道府県
1-2 登記上の住所（法人のみ記入）	郵便番号 ［　　］－［　　］	都道府県
2 事業所の名称	フリガナ	
	漢字	
3 事業所の電話番号	－　　－	
4 代表者氏名または個人事業主氏名	フリガナ	押印 実印 廃止　＜法人の場合＞法人の実印　＜個人事業主の場合＞個人事業主本人の実印
	漢字 (姓)　(名)	
5 代表者または個人事業主の生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成　年　月　日生	
6 企業形態	⑪個人 ㉑株式会社 ㉒有限会社 ㉓合資会社 ㉔合名会社 ㉕合同会社 ㉛企業組合 ㉜協業組合 ㉝事業協同組合 ㉞事業協同小組合 ㉟商工組合 ㊶土業法人	
7 資本金または出資金	拾億 千億 百億 拾万 万 千 百 拾 円	8 従業員数　人　（機構使用欄）
9 主たる業種	主たる業種の内容	
	許・認可が必要な業種を営んでいる方は、その番号・有効年月を記入してください。	許・認可番号　有効年月　年　月
10 現在地での営業年数	年　か月	11 現業種での営業年数　年　か月
12 最近1年間の売上高	千 百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円	13 国税滞納状況 ①滞納していない ②滞納している（加入できません）
14 掛金月額	拾 万 千 百 拾 円　0 0 0	15 決算月　月
16 掛金前納申込（前納方法を選択しご記入ください。）	⓪希望しない / ①希望する（アかイを選択）	前納方法 ㋐初回預金口座振替時に前納を希望する場合：17 掛金納付額（納付月分を含む）　18 か月分　百 拾 万 千 百 拾 円　0 0 0
		※初回預金口座振替は原則2か月後になります。加入審査状況によっては、初回の振替が遅れる場合があります。
		※初回預金口座振替時は、上記金額のほかに振替前月までの掛金が加算されます。
		㋑振込による前納を希望する場合：19 掛金納付額（納付月分を含む）　20 か月分　百 拾 万 千 百 拾 円　0 0 0
		※契約申込月内に振込を行ってください。（振込手数料は加入申込者負担となります。）
		※振込口座は、契約申込書を提出する委託団体・代理店窓口にてご確認ください。
		（機構使用欄）

B欄　委託団体・代理店記入確認欄

21 確認年月日	令和　年　月　日	（機構使用欄）	令和　年　月　日
22 委託団体番号		23 金融機関・店舗コード	

確認項目、押印欄は裏面にもあります。ご注意ください。

（機構使用欄）

委託団体・代理店受付日付印

様式㊥101－①の裏面

B欄　委託団体・代理店記入確認欄

〔代理店受付の場合〕下記の１または２のいずれかの番号に○印を付してください。

① 融資取引（代理貸、保証付は除く）から事業活動等の内容を確認済

・現在の融資取引の開始時期と融資担当者

取引開始時期　　年　　月頃より　　融資担当者氏名

・次の取引実績がある。

Ⓐ 手形貸付　Ⓑ 商業手形割引　Ⓒ 証書貸付　Ⓓ 当座貸越　Ⓔ 支払承諾

Ⓕ その他（　　）（具体的に記入）

② 現在１年以上の預金取引（当座預金にあっては１年未満でも可）のある者であって、次の全ての書類（原本）から事業活動等の内容を確認済（法人・個人各３種類）

	契約申込者に原本提示を求める書類	契約申込書に写しの添付が必要な書類
法人の場合	① 法務局発行の日から３か月以内の登記事項証明書（商業登記簿謄本）	○
	② 所轄税務署の受付印がある法人税の確定申告書（直近の決算書等の添付書類を含む）（ただし、写しの添付が必要な書類は確定申告書　別表一のみ）	○
	③ 法人税を納付したことを証する納税証明書（その1）（②に記載された中間、確定の税額を納付したことを証する領収書でも可）	○
個人の場合	① 所轄税務署の受付印がある所得税の確定申告書（直近の決算書・収支内訳書等の添付書類を含む）（ただし、写しの添付が必要な書類は確定申告書　第一、二表のみ）	○
	② 所得税を納付したことを証する納税証明書（その1）（①に記載された予定、確定の税額を納付したことを証する領収書でも可）	○
	③ 所得税の確定申告書を作成するときに使用した帳簿等（白色申告者の場合）	不要

〔委託団体受付の場合〕下記の１または２のいずれかの番号に○印を付してください。

① 会員であって、経営指導等により事業活動等の内容を確認済

加入申込者が会員となった年月　　年　　月

（会員であっても事業活動等の内容の確認が困難な者は２の方法で確認してください。）

② 非会員等であって、次の全ての書類（原本）および事業所の実訪により事業活動等の内容を確認済

法人の場合	実訪年月日　　年　　月　　日　訪問者氏名 ・次の３つの書類（原本）および事業所の実訪により事業活動等の内容を確認済
	契約申込者に原本提示を求める書類
	① 法務局発行の日から３か月以内の登記事項証明書（商業登記簿謄本）
	② 所轄税務署の受付印がある法人税の確定申告書（直近の決算書等の添付書類を含む）
	③ 法人税を納付したことを証する納税証明書（その1）（②に記載された中間、確定の税額を納付したことを証する領収書でも可）
個人の場合	実訪年月日　　年　　月　　日　訪問者氏名 ・次の３つの書類（原本）および事業所の実訪により事業活動等の内容を確認済
	契約申込者に原本提示を求める書類
	① 所轄税務署の受付印がある所得税の確定申告書（直近の決算書・収支内訳書等の添付書類を含む）
	② 所得税を納付したことを証する納税証明書（その1）（①に記載された予定、確定の税額を納付したことを証する領収書でも可）
	③ 所得税の確定申告書を作成するときに使用した帳簿等（白色申告者の場合）

〔確認印押印欄〕

A欄の申告内容を確認し上記により事業活動等の掌握を行うことにより、加入適格者であることを確認しました。

所在地

名称

代表者名

押印廃止

代理店②の添付必要書類全て揃っていることを確認

担当者名	
電話番号	－　　－

様式㊥101－②

様式㊥101－②

㊥

中小企業倒産防止共済 契約申込書 〔委託団体 取扱店 控〕

押印廃止（検印）（実印）

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

制度の内容を理解し共済契約を申し込みます。

共済契約者番号	

A欄　申込者記入欄

1-1 事業所の所在地	郵便番号 ― 都道府県	
1-2 登記上の住所（法人のみ記入）	郵便番号 ― 都道府県	
2 事業所の名称	フリガナ 漢字	
3 事業所の電話番号	― ―	
4 代表者氏名または個人事業主氏名	フリガナ 漢字 (姓) (名)	押印廃止（実印） <法人の場合> 法人の実印 <個人事業主の場合> 個人事業主本人の実印
5 代表者または個人事業主の生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成　年　月　日生	
6 企業形態	⑪個人 ㉑株式会社 ㉒有限会社 ㉓合資会社 ㉔合名会社 ㉕合同会社 ㉛企業組合 ㉜協業組合 ㉝事業協同組合 ㉞事業協同小組合 ㉟商工組合 ㊶士業法人	
7 資本金又は出資金	拾億 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円	8 従業員数　人　（機構使用欄）
9 主たる業種	主たる業種の内容 許・認可が必要な業種を営んでいる方は、その番号・有効年月を記入してください。	許・認可番号　有効年月　年　月
10 現在地での営業年数	年　か月	11 現業種での営業年数　年　か月
12 最近1年間の売上高	千 百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円	13 国税滞納状況　①滞納していない ②滞納している（加入できません）
14 掛金月額	― 拾 万 千 百 拾 円　0 0 0	15 決算月　月
16 掛金前納申込（前納方法を選択しご記入ください。）	⓪希望しない ①希望する（アかイを選択）	前納方法 ア 初回預金口座振替時に前納を希望する場合 17 掛金納付額（納付月分を含む）　18 か月分　0 0 0 ※初回預金口座振替は翌月2か月後になります。加入審査状況によっては、初回の振替が遅れる場合があります。 ※初回預金口座振替時は、上記金額のほかに振替前月までの掛金が加算されます。 イ 振込による前納を希望する場合 19 掛金納付額（納付月分を含む）　20 か月分　0 0 0 ※契約申込月内に振込を行ってください。（振込手数料は加入申込者負担となります。） ※振込口座は、契約申込書を提出する委託団体・代理店窓口にてご確認ください。 （機構使用欄）

B欄　委託団体・代理店記入確認欄

21 確認年月日	令和　年　月　日	（機構使用欄）	令和　年　月　日
22 委託団体番号		23 金融機関・店舗コード	

上記A欄の申告内容及び様式㊥101-①（機構行）の裏面により事業活動等の掌握を行うことにより加入適格者であることを確認しました。

所在地

名称

電話番号　―　―

押印廃止（印）

委託団体・代理店受付日付印

㊥

中小企業倒産防止共済
契約申込書 〔本人控〕

押印 廃止

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

制度の内容を理解し共済契約を申し込みます。

共済契約者番号	

A欄　申込者記入欄

1-1 事業所の所在地	郵便番号 ― 都道府県	
1-2 登記上の住所（法人のみ記入）	郵便番号 ― 都道府県	
2 事業所の名称	フリガナ 漢字	
3 事業所の電話番号	― ―	
4 代表者氏名または個人事業主氏名	フリガナ 漢字 (姓) (名)	実印 押印 廃止 <法人の場合> 法人の実印 <個人事業主の場合> 個人事業主本人の実印
5 代表者または個人事業主の生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成　年　月　日生	
6 企業形態	⑪個人 ㉑株式会社 ㉒有限会社 ㉓合資会社 ㉔合名会社 ㉕合同会社 ㉛企業組合 ㉜協業組合 ㉝事業協同組合 ㉞事業協同小組合 ㉟商工組合 ㊶士業法人	
7 資本金又は出資金	拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円	8 従業員数　人　（機構使用欄）
9 主たる業種	主たる業種の内容 許・認可が必要な業種を営んでいる方は、その番号・有効年月を記入してください。	許・認可番号　有効年月　年　月
10 現在地での営業年数	年　か月	11 現業種での営業年数　年　か月
12 最近1年間の売上高	千 百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円	13 国税滞納状況 ①滞納していない ②滞納している（加入できません）
14 掛金月額	拾 万 千 百 拾 円 0 0 0	15 決算　月
16 掛金前納申込（前納方法を選択しご記入ください。）	⓪希望しない ①希望する（アかイを選択） 前納方法	㋐ 初回預金口座振替時に前納を希望する場合 17 掛金納付額（納付月分を含む）　18 か月分 ※初回預金口座振替は原則が月後になります。加入審査状況によっては、初回の振替が遅れる場合があります。 ※初回預金口座振替時は、上記金額のほかに振替前月までの掛金が加算されます。 ㋑ 振込による前納を希望する場合 19 掛金納付額（納付月分を含む）　20 か月分 ※契約申込月内に振込を行ってください。（振込手数料は加入申込者負担となります。） ※振込口座は、契約申込書を提出する委託団体・代理店窓口にてご確認ください。 （機構使用欄）

B欄　委託団体・代理店記入確認欄

21 確認年月日	令和　年　月　日	（機構使用欄）	令和　年　月　日
22 委託団体番号		23 金融機関・店舗コード	

上記A欄の申告内容及び様式㊥101-①（機構行）の裏面により事業活動等の掌握を行うことにより加入適格者であることを確認しました。

所在地

名　称

電話番号　―　―

委託団体・代理店受付日付印

＜掛金預金口座振替申出書の例＞

様式㊥104－①

委託団体扱い：契約申込者→取扱店→契約申込者→委託団体→機構
代理店扱い：契約申込者→取扱店（金融機関）→媒介店→機構

様式㊥104－①

㊥

中小企業倒産防止共済
掛金預金口座振替申出書［機　構　行］

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

共済契約者番号（機構使用欄）	

中小企業倒産防止共済掛金を次の指定預金口座から口座振替によって支払うことにしたいので、約定を確認のうえ申し出ます。

押印廃止（届出印）　捨印（届出印）

申出者記入欄

	25 記入日	令和　年　月　日		
契約申込者	26 事業所の所在地	郵便番号　－	27 電話番号　－　－	
		都道府県		
	28 事業所の名称		押印廃止（実印）	＜契約申込書と同じ実印＞
	29 代表者氏名または個人事業主氏名	（姓）　（名）		

指定預金口座	30 金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫	金融機関で記入：金融機関コード	店舗コード
		本店・支店		
	31 預金種目	①普通　②当座	32 口座番号（右詰めで記入）	届出印
	33 口座名義人（金融機関お届出の肩書き、代表者名もご記入ください。）	フリガナ		
		漢字		

所定振替日　毎月27日（27日が休日のときはその翌営業日）

※　原則、契約申込者名義の口座をご指定ください。

約　　定

1. 私が支払うべき中小企業倒産防止共済掛金（ただし、初回の振替は３か月分）は、貴機構所定の振替日に上記指定預金口座から支払います。
2. 指定預金口座の残高が、振替日において支払うべき中小企業倒産防止共済掛金の金額に満たない場合には、中小企業倒産防止共済掛金の納付がなかったものとして処理されても異議を申しません。
3. この口座振替により支払った中小企業倒産防止共済掛金については、特に貴機構発行の領収書は請求しません。ただし、貴機構の都合により納付状況を通知してください。
4. 私と指定預金口座の名義人が別人であっても、共済契約上の責任は共済契約者である私が負います。
5. 私の支払うべき中小企業倒産防止共済掛金に滞納が生じたときは、貴機構所定の方法で請求してください。
6. この口座振替について、仮に紛議が生じても、貴機構には一切迷惑をかけません。

《個人情報の利用目的について》

機構が本契約申込書及び預金口座振替申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、加入申込審査、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成、締結証書作成、加入促進の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、お客様への制度の各種ご通知・ご案内の業務に利用します。

金融機関確認欄		
確認事項	金融機関・店舗名 金融機関・店舗コード 預金種目 口座番号 口座名義人 届出印 口座振替設定	金融機関口座確認印
連絡先（担当者・電話番号）	－　－	

※必ず２枚目の取扱店控をもとに口座振替設定の手続きを行ってください。

様式㊥104－②

様式㊥104－②

㊥

中小企業倒産防止共済
掛金預金口座振替依頼書 〔取扱店控〕

取扱金融機関　御中

共済契約者番号（機構使用欄）	

中小企業倒産防止共済掛金を次の指定預金口座から口座振替によって支払うことにしたいので、約定を確認のうえ依頼します。

押印廃止（捨印）（実印）　捨印（届出印）

申出者記入欄

	25 記入日	令和　年　月　日		
契約申込者	26 事業所の所在地	郵便番号 －　27 電話番号 －　－		
		（都道府県）		
	28 事業所の名称		押印廃止（実印）	＜契約申込書と同じ実印＞
	29 代表者氏名または個人事業主氏名	（姓）　（名）		

指定預金口座	30 金融機関名	（銀行）（信用金庫）（信用組合）（商工組合中央金庫）	金融機関で記入：金融機関コード	店舗コード
		（本店）（支店）		
	31 預金種目	①普通　②当座	32 口座番号（右詰めで記入）	
	33 口座名義人（金融機関お届出の肩書き、代表者名もご記入ください。）	フリガナ		届出印
		漢字		

所定振替日	毎月27日（27日が休日のときはその翌営業日）

※　原則、契約申込者名義の口座をご指定ください。

約　　定

1. 独立行政法人 中小企業基盤整備機構から貴店宛に、中小企業倒産防止共済掛金の請求があれば、その請求金額を所定の振替日に指定預金口座から引落しのうえ、独立行政法人 中小企業基盤整備機構に送金してください。
2. 預金の引落手続については、当座勘定約定又は普通預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出をしませんから、貴店の所定の方法で処理してください。
3. この口座振替により支払った中小企業倒産防止共済掛金についての領収書は、必要ありません。
4. 指定預金口座の残高が、振替日において支払うべき中小企業倒産防止共済掛金の額に満たない場合には、私に通知することなく処理されても異議ありません。
5. この口座振替は貴店が必要と認めた場合には、口座名義人又は共済契約者に通知することなく解約されても異議ありません。
6. この口座振替について、仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き貴店には迷惑はかけません。

《個人情報の利用目的について》

機構が本契約申込書及び預金口座振替申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、加入申込審査、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成、締結証書作成、加入促進の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、お客様への制度の各種ご通知・ご案内の業務に利用します。

金融機関確認欄

確認事項	検印	照合	係印
金融機関・店舗名			
金融機関・店舗コード			
預金種目			
口座番号			
口座名義人			
届出印			
口座振替設定			

連絡先（担当者・電話番号）

－　－

※必ず２枚目の取扱店控をもとに口座振替設定の手続きを行ってください。

様式㊥104－③

㊥

中小企業倒産防止共済
掛金預金口座振替申出・依頼書〔本　人　控〕

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

共済契約者番号（機構使用欄）	

中小企業倒産防止共済掛金を次の指定預金口座から口座振替によって支払うことにしたいので、約定を確認のうえ申し出ます。

押印廃止　捨印（実印）　　捨印（届出印）

申出者記入欄

	29 記入日	令和　年　月　日		
契約申込者	26 事業所の所在地	郵便番号 －　　27 電話番号 －　－		
		都道府県		
	28 事業所の名称		押印廃止　実印	＜契約申込書と同じ実印＞
	29 代表者氏名または個人事業主氏名	（姓）　（名）		

指定預金口座	30 金融機関名	（銀行）（信用金庫）（信用組合）（商工組合中央金庫）	金融機関で記入	
		（本店）（支店）	金融機関コード	店舗コード
	31 預金種目	①普通　②当座	32 口座番号（右詰めで記入）	届出印
	33 口座名義人（金融機関お届出の屋書き、代表者名もご記入ください。）	フリガナ		
		漢字		

所定振替日	毎月27日（27日が休日のときはその翌営業日）

※　原則、契約申込者名義の口座をご指定ください。

約　　定

1. 私が支払うべき中小企業倒産防止共済掛金（ただし、初回の振替は３か月分）は、貴機構所定の振替日に上記指定預金口座から支払います。
2. 指定預金口座の残高が、振替日において支払うべき中小企業倒産防止共済掛金の金額に満たない場合には、中小企業倒産防止共済掛金の納付がなかったものとして処理されても異議を申しません。
3. この口座振替により支払った中小企業倒産防止共済掛金については、特に貴機構発行の領収書は請求しません。ただし、貴機構の都合により納付状況を通知してください。
4. 私と指定預金口座の名義人が別人であっても、共済契約上の責任は共済契約者である私が負います。
5. 私の支払うべき中小企業倒産防止共済掛金に滞納が生じたときは、貴機構所定の方法で請求してください。
6. この口座振替について、仮に紛議が生じても、貴機構には一切迷惑をかけません。

《個人情報の利用目的について》

機構が本契約申込書及び預金口座振替申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、加入申込審査、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成、締結証書作成、加入促進の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、お客様への制度の各種ご通知・ご案内の業務に利用します。

金融機関確認欄
連絡先（担当者・電話番号）
－　－

＜掛金預金口座振替申出書（変更用）の例＞

様式㊥105－①

契約者→取扱店→機構

金融機関で確認を受けてください。

M02

様式㊥105－①

中小企業倒産防止共済
掛金預金口座振替申出書（変更用）〔機　構　行〕

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

整理番号（機構使用欄）	

中小企業倒産防止共済掛金を次の指定預金口座から口座振替によって支払うことにしたいので、約定を確認のうえ申し出ます。

押印廃止　捨印（共済契約者）　捨印（口座名義人）

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者				
共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号	－　－	
	都道府県			
事業所の名称			印	<法人の場合>実印、届出印または社名が確認できる印 <個人事業主の場合>実印、届出印または事業主個人の認印（屋号印は不可）
代表者氏名または個人事業主氏名	（姓）	（名）		

指定預金口座			
金融機関名	〈銀行〉〈信用金庫〉〈信用組合〉〈商工組合中央金庫〉	金融機関で記入	
	〈本店〉〈支店〉	金融機関コード	店舗コード
預金種目	①普通　②当座	口座番号（右詰めで記入）	
口座名義人（金融機関お届出の肩書き、代表者名もご記入ください。）	フリガナ		届出印
	漢字		

所定振替日	毎月27日（27日が休日のときはその翌営業日）

※　原則、共済契約者名義の口座をご指定ください。
※　口座振替先の金融機関を変更する場合（同一金融機関内の別支店の口座へ変更する場合を含む。）は、変更前の金融機関に「掛金預金口座振替解約申出書（様式㊥204）」をご提出ください。

約　　定

1. 私が支払うべき中小企業倒産防止共済掛金は、貴機構所定の振替日に上記指定預金口座から支払います。
2. 指定預金口座の残高が、振替日において支払うべき中小企業倒産防止共済掛金の金額に満たない場合には、中小企業倒産防止共済掛金の納付がなかったものとして処理されても異議を申しません。
3. この口座振替により支払った中小企業倒産防止共済掛金については、特に貴機構発行の領収書は請求しません。ただし、貴機構の都合により納付状況を通知してください。
4. 私と指定預金口座の名義人が別人であっても、共済契約上の責任は共済契約者である私が負います。
5. 私の支払うべき中小企業倒産防止共済掛金に滞納が生じたときは、貴機構所定の方法で請求してください。
6. この口座振替について、仮に紛議が生じても、貴機構には一切迷惑をかけません。

《個人情報の利用目的について》
機構が口座振替申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成に利用します。

管理資料確認

当該共済契約者に係る管理資料が当取扱店に移管されたことを確認しました。

（他の取扱店で管理されていた掛金預金振替口座の変更を受ける場合のみご確認ください。共済契約者が委託団体を経由して加入された場合は、確認する必要はありません。）

取扱店確認印

金融機関確認欄

確認事項	
	金融機関・店舗名
	金融機関・店舗コード
	預金種目
	口座番号
	口座名義人
	届出印
	口座振替設定

連絡先（担当者・電話番号）

－　－

金融機関口座確認印

※必ず２枚目の取扱店控をもとに口座振替設定の手続きを行ってください。

契約者→取扱店

㊥

中小企業倒産防止共済
掛金預金口座振替依頼書（変更用）〔取扱店控〕

取扱金融機関　御中

中小企業倒産防止共済掛金を次の指定預金口座から口座振替によって支払うことにしたいので、約定を確認のうえ依頼します。

押印廃止　捨印（共済契約者）　捨印（口座名義人）

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号	－　－	
		都道府県			
	事業所の名称			押印廃止	<法人の場合>実印、届出印または社名が確認できる印 <個人事業主の場合>実印、届出印または事業主個人の認印（屋号印は不可）
	代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)	(名)		

指定預金口座	金融機関名	〈銀行〉〈信用金庫〉〈信用組合〉〈労働金庫〉	金融機関で記入	
		〈本店〉〈支店〉	金融機関コード	店舗コード
	預金種目	①普通　②当座	口座番号（右詰めで記入）	届出印
	口座名義人（金融機関お届出の肩書き、代表者名もご記入ください。）	フリガナ		
		漢字		

所定振替日　毎月27日（27日が休日のときはその翌営業日）

※　原則、共済契約者名義の口座をご指定ください。
※　口座振替先の金融機関を変更する場合（同一金融機関内の別支店の口座へ変更する場合を含む。）は、変更前の金融機関に「掛金預金口座振替解約申出書（様式㊥204）」をご提出ください。

約　定

1. 独立行政法人 中小企業基盤整備機構から貴店宛に、中小企業倒産防止共済掛金の請求があれば、その請求金額を所定の振替日に指定預金口座から引落しのうえ、独立行政法人 中小企業基盤整備機構に送金してください。
2. 預金の引落手続については、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出をしませんから、貴店の所定の方法で処理してください。
3. この口座振替により支払った中小企業倒産防止共済掛金についての領収書は、必要ありません。
4. 指定預金口座の残高が、振替日において支払うべき中小企業倒産防止共済掛金の額に満たない場合には、私に通知することなく処理されても異議ありません。
5. この口座振替は貴店が必要と認めた場合には、口座名義人又は共済契約者に通知することなく解約されても異議ありません。
6. この口座振替について、仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き貴店には迷惑はかけません。

《個人情報の利用目的について》
機構が口座振替申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成に利用します。

金融機関確認欄

確認事項	検印	照合	係印
金融機関・店舗名			
金融機関・店舗コード			
預金種目			
口座番号			
口座名義人			
届出印			
口座振替設定			

連絡先（担当者・電話番号）
－　－

※必ず２枚目の取扱店控をもとに口座振替設定の手続きを行ってください。

＜登録委託団体変更届出書の例＞

様式㊥112－①

契約者→旧委託団体→新委託団体→機構

㊥ M08

中小企業倒産防止共済
登録委託団体変更届出書 ［機構行］

様式㊥112－①

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

整理番号（機構使用欄）	

次のとおり、中小企業倒産防止共済に係る登録委託団体の変更を届け出ます。
なお、契約者管理票等は、旧登録委託団体から登録変更後の委託団体に引き継がれております。

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号　－　－		
		都道府県			
	事業所の名称			押印 印 廃止	＜法人の場合＞実印または社名が確認できる印 ＜個人事業主の場合＞実印または事業主個人の認印（屋号印は不可）
	代表者氏名または個人事業主氏名	（姓）	（名）		

手続き方法

① 本届出書を現在の登録委託団体に持参し「旧登録委託団体名称」を記入してもらい、「契約者管理票（様式㊥208）」等、管理資料を受け取ってください。
② 本様式２枚目の共済契約者確認欄に管理資料の受取印を押してください。
③ 本様式１枚目と管理資料を変更後の委託団体に提出してください。

注意点

掛金の納付方法は、預金口座振替となります。

名簿払いで納付している場合は、変更に伴い預金口座振替の設定が必要になります。
『掛金預金口座振替申出書（様式㊥105）』を預金口座振替を希望する機構代理店に持参し、設定手続きを行ってください。

委託団体の変更に伴い、引落口座を変更する場合は、
『掛金預金口座振替解約申出書（様式㊥204）』を引落を停止する取扱店に、
『掛金預金口座振替申出書（様式㊥105）』を新たに振替を希望する代理店に、
提出してください。

旧登録委託団体記入欄　（「契約者管理票（様式㊥208）」等、管理資料を共済契約者に渡してください。）

所在地	押印 印 廃止	確認年月日　令和　年　月　日
名称		委託団体番号
電話番号　－　－		担当者名

登録変更後の委託団体記入欄　（旧登録委託団体で受け取った管理資料を共済契約者から引き継いでください。）

所在地	押印 印 廃止	確認年月日　令和　年　月　日
名称		委託団体番号
電話番号　－　－		担当者名

《個人情報の利用目的について》

機構が委託団体変更届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力の業務に利用します。
また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

契約者→旧委託団体

㊥ M08

中小企業倒産防止共済
登録委託団体変更届出書 〔旧委託団体控〕

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

次のとおり、中小企業倒産防止共済に係る登録委託団体の変更を届け出ます。
なお、契約者管理票等は、旧登録委託団体から登録変更後の委託団体に引き継がれております。

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号	－　－	
		都道府県			
	事業所の名称			押印廃止 印	<法人の場合>実印または社名が確認できる印 <個人事業主の場合>実印または事業主個人の認印（屋号印は不可）
	代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)	(名)		

手続き方法

① 本届出書を現在の登録委託団体に持参し「旧登録委託団体名称」を記入してもらい、「契約者管理票（様式㊥208）」等、管理資料を受け取ってください。
② 本様式２枚目の共済契約者確認欄に管理資料の受取印を押してください。
③ 本様式１枚目と管理資料を変更後の委託団体に提出してください。

共済契約者確認欄

旧委託団体より「契約者管理票（様式㊥208）」等、管理資料を受取りました。

印

旧登録委託団体記入欄　（「契約者管理票（様式㊥208）」等、管理資料を共済契約者に渡してください。）

所在地	確認年月日	令和　年　月　日
名称	委託団体番号	
電話番号　－　－	担当者名	

登録変更後の委託団体記入欄　（旧登録委託団体で受け取った管理資料を共済契約者から引き継いでください。）

所在地	確認年月日	令和　年　月　日
名称	委託団体番号	
電話番号　－　－	担当者名	

《個人情報の利用目的について》

機構が委託団体変更届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力の業務に利用します。
また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

＜契約変更届出書の例＞

様式㊥113

委託団体扱い：契約者→委託団体→機構
代理店扱い：契約者→取扱店（金融機関）→機構

登録取扱機関へご提出ください。

㊥ M09

中小企業倒産防止共済

契約変更届出書

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

次のとおり、登録事項の変更を届け出ます。

整理番号（機構使用欄）	

様式㊥113

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。また、裏面の必要書類をご確認ください。）

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号	－　－	
		都道府県			
	事業所の名称			押印 印 廃止	<法人の場合> 実印または社名が確認できる印
	代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)	(名)		<個人事業主の場合> 実印または事業主個人の認印（屋号印は不可）

変更する届出事項（変更する項目のみご記入ください）	事業所の所在地	変更前	都道府県			
		変更後	郵便番号　－			
			都道府県			
	登記上の住所	変更前	都道府県			
		変更後	郵便番号　－			
			都道府県			
	事業所の名称	変更前	漢字			
		変更後	フリガナ			
			漢字			
	代表者氏名または個人事業主氏名	変更前	漢字	(姓)	(名)	
		変更後	フリガナ			代表者または個人事業主の生年月日
			漢字	(姓)	(名)	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成　年　月　日生
	事業所の電話番号	変更前	－　－	変更後	－　－	
	資本金または出資金	変更前	拾億千百拾万千百拾円	変更後	拾億千百拾万千百拾円	
	従業員数	変更前	人	変更後	人	

加入申込時もしくは以前の届出時等の申請内容に誤りがありましたが、添付の謄本（原本または写し）等のとおり、同一人に相違ありませんので、訂正を届け出ます。（訂正する内容を具体的にご記入ください。）

申請相違等同一人確認欄	訂正前	
	訂正後	

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの届出事項に誤りがないことを確認しました。（添付資料は裏面をご確認ください）

所在地

名称

電話番号　－　－

押印 印 廃止

取扱年月日	令和　年　月　日
委託団体番号	
金融機関・店舗コード	－
担当者名	

＜掛金月額変更申込書の例＞

様式㊥210

委託団体扱い：契約者→委託団体→機構
代理店扱い：契約者→取扱店（金融機関）→機構
登録取扱機関へご提出ください。

様式㊥210

㊥

中小企業倒産防止共済
掛 金 月 額 変 更 申 込 書

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

整理番号（機構使用欄）	

次のとおり掛金月額の変更を申し込みます。

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号 － 都道府県	電話番号 － －		
	事業所の名称			押印 印 廃止	<法人の場合>実印または社名が確認できる印 <個人事業主の場合>実印または事業主個人の認印（屋号印は不可）
	代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)	(名)		

月額変更内容	掛金月額変更申込の内容	①増額　②減額	掛金月額は、5,000円から200,000円まで、5,000円単位となります。
	現在の掛金月額	拾 万 千 百 拾 壱 0 0 0 円	
	変更後の掛金月額	拾 万 千 百 拾 壱 0 0 0 円	
	変更希望月	令和　年　月 ※増額の場合のみ記入可	掛金の月額変更は、本申込書を委託団体・代理店に提出した月から有効になります。ただし増額申込みは、希望により提出した月の翌月からも変更可といたしますので、どちらかの月を記入してください。なお、請求額は機構が受理した日によって異なりますのでご注意ください。（注意点参照）
	減額の場合の理由 （該当する理由の番号を○でかこんで下さい。この理由以外の減額は認められません。）	①事業規模縮小により従前の掛金月額による掛金の納付を継続する必要がなくなった。 ②事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出のいずれかにより、掛金の納付を継続することが著しく困難となった。 ③共済金の貸付残高と掛金総額の10倍に相当する額との合計額が8,000万円に達した。	

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの申込内容に誤りがないことを確認しました。 所在地 名称 電話番号 － －	押印 印 廃止	申込受理年月日　令和　年　月　日 委託団体番号 金融機関・店舗コード － 担当者名

注　意　点

・増額の場合の請求金額
　本申込書を機構が受理した日によって、当月以降の請求金額が異なります。詳しくは裏面をご参照ください。

・減額の場合の請求金額
　本申込書を委託団体・代理店が受理した月より減額が適用されます。
　本申込書を機構が受理した日によって、当月以降の請求金額が異なります。詳しくは裏面をご参照ください。

・減額の場合の理由
　減額の理由は、経済産業省令で定められており、この理由以外は認められません。

《個人情報の利用目的について》
機構が月額変更申込書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成、締結証書作成の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金増額推奨の業務に利用します。

＜掛金納付掛止届出書の例＞

様式㊥211

委託団体扱い：契約者→委託団体→機構
代理店扱い：契約者→代理店→機構
登録取扱機関へご提出ください。

㊥ M04

中小企業倒産防止共済
掛 金 納 付 掛 止 届 出 書

様式㊥211

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿
次のとおり、掛金納付の掛止を届け出ます。

整理番号（機構使用欄）	

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号	－　－	
		都道府県			
	事業所の名称			押印 廃止	<法人の場合>実印または社名が確認できる印 <個人事業主の場合>実印または事業主個人の認印（屋号印は不可）
	代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)	(名)		

届出内容

中小企業倒産防止共済法第 14 条第４項の規定により、中小企業倒産防止共済契約に係る掛金総額が掛金月額の 40 倍に相当する額に達しました（達します）ので今後の掛金については納付しないことを届出ます。

なお、貴機構が本申出書を受理される前に、既におこなった掛金の請求手続きにより掛金が納付された場合は、貴機構所定の方法により処理されても異議ありません。

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの届出内容に誤りがないことを確認しました。 所在地 名称　　押印 廃止 電話番号　－　－	取扱年月日	令和　年　月　日
	委託団体番号	
	金融機関・店舗コード	
	担当者名	

注意事項

1. 掛金納付掛止開始年月は、届出月の５日までに機構が受理した場合は届出月から、６日以降に受理した場合は受理した月の翌月からとなります。
2. 共済金の貸付けを受けたことにより、または共済金の償還及び一時貸付金の償還を怠たり、納付された掛金をもって共済金の償還若しくは違約金の納付、一時貸付金の償還若しくは違約金の納付に充当したため、掛金総額が、掛金月額の 40 倍に相当する額を下まわった場合には、掛金の納付を再開始します。
3. 掛金の納付再開後、掛金総額が掛金月額の 40 倍に達し、再度掛金の納付掛止をするときには、あらためて本届出書を提出してください。
4. 届出月以前の掛金に未納がある場合は、その未納分は掛止にはならず、請求が出続けます。
5. 掛止期間は掛金納付月数には集計されません。掛金納付月数によって共済契約解約時の解約手当金の支給率が異なりますのでご注意ください。
6. 掛金総額が掛金月額の 40 倍に相当する額に達する以前に本届出書を提出する場合は、達する月の 4 か月前からとしてください。

《個人情報の利用目的について》

機構が掛金納付掛止届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成の業務に利用します。

＜掛金納付再開始届出書の例＞

様式㊐213

委託団体扱い：契約者→委託団体→機構
代理店扱い：契約者→代理店→機構
登録取扱機関へご提出ください。

㊐ M05

中小企業倒産防止共済
掛 金 納 付 再 開 始 届 出 書

様式㊐213

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿
次のとおり、掛金納付の再開始を届け出ます。

整理番号（機構使用欄）	

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号	－　－	
		都道府県			
	事業所の名称			押印廃止	<法人の場合>実印または社名が確認できる印<個人事業主の場合>実印または事業主個人の個印（屋号印は不可）
	代表者氏名または個人事業主氏名	（姓）	（名）		

届出内容

中小企業倒産防止共済法第 14 条第４項の規定により、掛金掛止の届出をしていましたが、今般、掛金の納付を再開始することにしましたので届け出ます。

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの届出内容に誤りがないことを確認しました。		
所在地	押印廃止	取扱年月日　令和　年　月　日
名称		委託団体番号
電話番号　－　－		金融機関・店舗コード　－
		担当者名

注意事項

1．掛金納付再開始年月は、届出月の５日までに機構が受理した場合は届出月から、６日以降に受理した場合は受理した月の翌月からとなります。

2．掛金の振替預金口座が、掛止前と異なる場合は、変更後の取扱金融機関の確認を受けた「掛金預金口座振替申出書（変更用）」（様式㊐ 105）を本届出書と併せて提出してください。

3．１年以上掛金を掛止していた場合は、取扱金融機関の確認を受けた「掛金預金口座振替申出書（変更用）」（様式㊐ 105）を本届出書と併せて提出してください。

4．納付再開始に併せて月額を変更する場合は「掛金月額変更申込書」（様式㊐ 210）を本届出書と併せて提出してください。

《個人情報の利用目的について》

機構が掛金納付再開始届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

＜掛金前納申出書の例＞

様式㊥214－①

委託団体扱い：契約者→委託団体→機構
代理店扱い：契約者→代理店→機構
登録取扱機関へご提出ください。

［機　構　行］

様式㊥214－①

㊥ M03

中小企業倒産防止共済
掛　金　前　納　申　出　書

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

次のとおり中小企業倒産防止共済掛金の前納を申し出ます。

整理番号（機構使用欄）	

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者					
共済契約者番号	A		記入日	令和　年　月　日	
事業所の所在地	郵便番号　－		電話番号　－　－		
	都道府県				
事業所の名称				押印廃止	＜法人の場合＞実印または社名が確認できる印 ＜個人事業主の場合＞実印または事業主個人の認印（屋号印は不可）
代表者氏名または個人事業主氏名	（姓）	（名）			

申出内容

前納内容														
掛金月額	円												前納希望年月	
掛金納付額（納付月分を含む）				か月分								円	令和　年　月	

※口座振込ではありませんのでご注意ください。（注意事項２．参照）

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの申出内容（前納希望年月等）に誤りがないことを確認しました。 所在地 名称 電話番号　－　－　　押印廃止	取扱年月日	令和　年　月　日
	委託団体番号	
	金融機関・店舗コード	－（4桁－3桁）
	担当者名	

注意事項

1．必ず**前納希望年月の５日までに**機構に到着するよう、委託団体または代理店に提出してください。
※５日を過ぎた場合は希望年月に前納できません。

2．前納分の納付は次のとおりとなります。（現金を添える必要はありません。）
① 掛金の納付方法が「預金口座振替」の場合には、**希望月の27日**（休日の場合は翌営業日）に、指定預金口座から**引き落とし**します。
② 掛金の納付方法が「委託団体払」の場合には、希望月に取扱団体より請求があります。
③ 前納希望年月の２か月以上前の申出は受け付けられません。また、申込書受理日（申出月５日まで）より遡っての前納はできません。

3．掛金の前納と月額の変更を同時に希望する場合は「掛金月額変更申込書」（様式㊥ 210）を本申出書と併せてご提出ください。

4．前納申出をした後に残高不足等で引き落としができなかった場合は、翌々月に３か月分の請求を行い、その後は各月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、改めて「前納申出書」をご提出ください。

《個人情報の利用目的について》

機構が掛金前納申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

様式㊥214－②

委託団体扱い：契約者→委託団体→契約者
代理店扱い：契約者→代理店→契約者

［契約者控］

㊥ M03

中小企業倒産防止共済
掛金前納申出書

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

次のとおり中小企業倒産防止共済掛金の前納を
申し出ます。

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）
※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号	－　－	
		都道府県			
	事業所の名称			押印廃止	<法人の場合>実印または社名が確認できる印 <個人事業主の場合>実印または事業主個人の認印（屋号印は不可）
	代表者氏名または個人事業主氏名	（姓）	（名）		

申出内容

前納内容	掛金月額	円	前納希望年月	
	掛金納付額（納付月分を含む）	か月分　円	令和　年　月	

※口座振込ではありませんのでご注意ください。（注意事項２．参照）

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの申出内容（前納希望年月等）に誤りがないことを確認しました。

所在地

名称　　押印廃止

電話番号　－　－

取扱年月日	令和　年　月　日
委託団体番号	
金融機関・店舗コード	－　－
担当者名	

注意事項

1．必ず**前納希望年月の５日までに**機構に到着するよう、委託団体または代理店に提出してください。
※５日を過ぎた場合は希望年月に前納できません。

2．前納分の納付は次のとおりとなります。（現金を添える必要はありません。）
① 掛金の納付方法が「預金口座振替」の場合には、**希望月の27日**（休日の場合は翌営業日）に、指定預金口座から**引き落とし**します。
② 掛金の納付方法が「委託団体払」の場合には、希望月に取扱団体より請求があります。
③ 前納希望年月の２か月以上前の申出は受け付けられません。また、申込書受理日（申出月５日まで）より遡っての前納はできません。

3．掛金の前納と月額の変更を同時に希望する場合は「掛金月額変更申込書」（様式㊥ 210）を本申出書と併せてご提出ください。

4．前納申出をした後に残高不足等で引き落としができなかった場合は、翌々月に３か月分の請求を行い、その後は各月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、改めて「前納申出書」をご提出ください。

《個人情報の利用目的について》

機構が掛金前納申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

様式㊥214－③

委託団体扱い：契約者→委託団体
代理店扱い：契約者→代理店

〔委託団体 取扱店 控〕

様式㊥214－③

㊥ M03

中小企業倒産防止共済
掛金前納申出書

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

次のとおり中小企業倒産防止共済掛金の前納を申し出ます。

共済契約者記入欄（記入日時点の情報をご記入ください。）

※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共済契約者	共済契約者番号	A	記入日	令和　年　月　日	
	事業所の所在地	郵便番号　－	電話番号	－　－	
		都道府県			
	事業所の名称		押印廃止	<法人の場合>実印または社名が確認できる印 <個人事業主の場合>実印または事業主個人の認印（屋号印は不可）	
	代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)	(名)		

申出内容

前納内容	掛金月額	円	前納希望年月	
	掛金納付額（納付月分を含む）	か月分　円	令和　年　月	

※口座振込ではありませんのでご注意ください。（注意事項２．参照）

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの申出内容（前納希望年月等）に誤りがないことを確認しました。

所在地

名称　　押印廃止

電話番号　－　－

取扱年月日	令和　年　月　日
委託団体番号	
金融機関・店舗コード	－　－
担当者名	

注意事項

1．必ず**前納希望年月の５日までに**機構に到着するよう、委託団体または代理店に提出してください。
※５日を過ぎた場合は希望年月に前納できません。

2．前納分の納付は次のとおりとなります。（現金を添える必要はありません。）
① 掛金の納付方法が「預金口座振替」の場合には、**希望月の27日**（休日の場合は翌営業日）に、指定預金口座から**引き落とし**します。
② 掛金の納付方法が「委託団体払」の場合には、希望月に取扱団体より請求があります。
③ 前納希望年月の２か月以上前の申出は受け付けられません。また、申込書受理日（申出月５日まで）より遡っての前納はできません。

3．掛金の前納と月額の変更を同時に希望する場合は「掛金月額変更申込書」（様式㊥ 210）を本申出書と併せてご提出ください。

4．前納申出をした後に残高不足等で引き落としができなかった場合は、翌々月に３か月分の請求を行い、その後は各月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、改めて「前納申出書」をご提出ください。

《個人情報の利用目的について》

機構が掛金前納申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

＜中小企業倒産防止共済契約に関する解約手当金請求書の例＞

様式㊥401

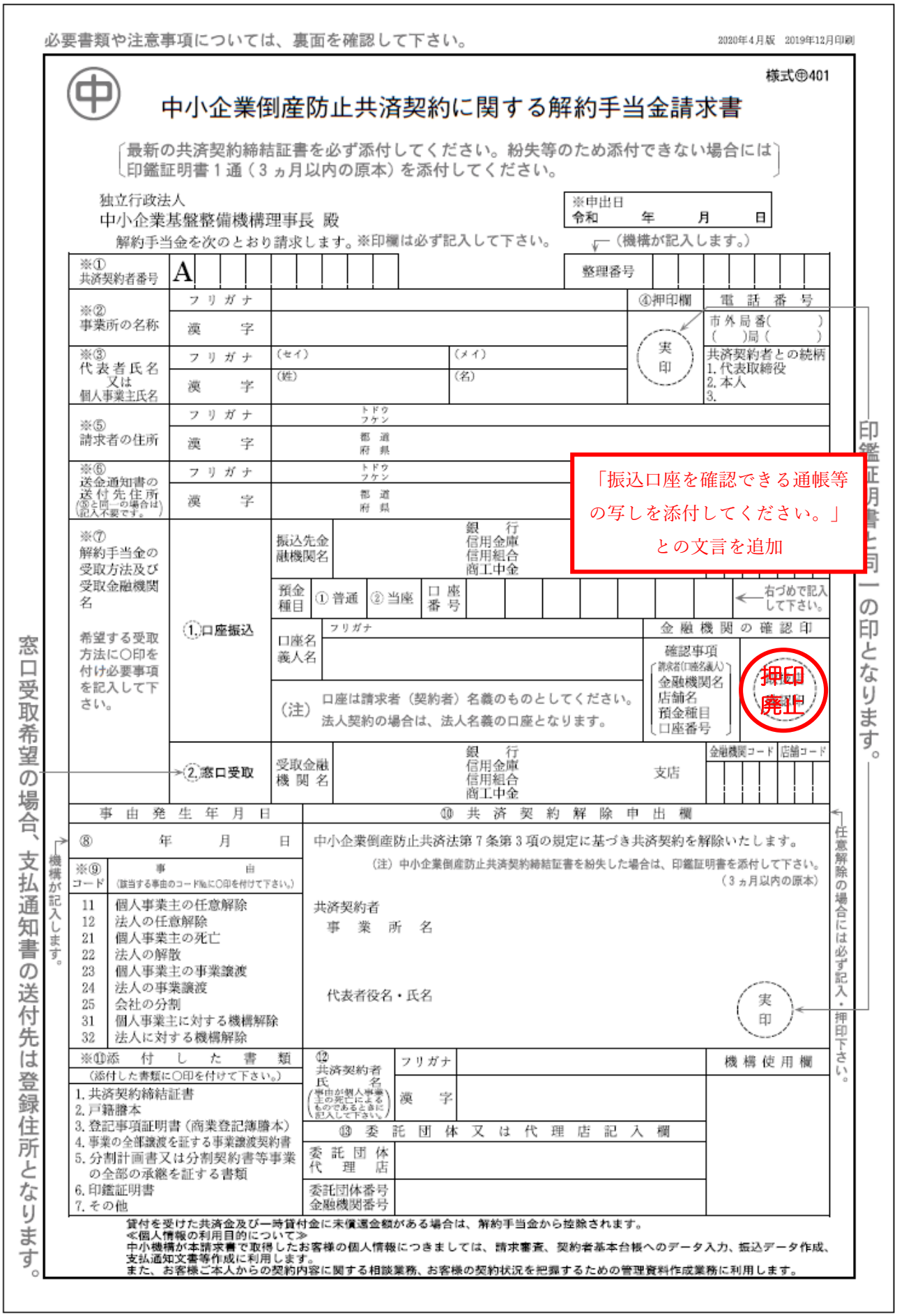

必要書類や注意事項については、裏面を確認して下さい。

2020年4月版　2019年12月印刷

様式㊥401

中小企業倒産防止共済契約に関する解約手当金請求書

〔最新の共済契約締結証書を必ず添付してください。紛失等のため添付できない場合には印鑑証明書１通（３ヵ月以内の原本）を添付してください。〕

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長 殿

※申出日
令和　　年　　月　　日

解約手当金を次のとおり請求します。※印欄は必ず記入して下さい。

（機構が記入します。）

※①共済契約者番号	A		整理番号	
※②事業所の名称	フリガナ		④押印欄	電話番号
	漢字		実印	市外局番(　　) (　　)局(　　)
※③代表者氏名又は個人事業主氏名	フリガナ	(セイ)　(メイ)		共済契約者との続柄 1.代表取締役 2.本人 3.
	漢字	(姓)　(名)		
※⑤請求者の住所	フリガナ	トドウフケン		
	漢字	都道府県		
※⑥送金通知書の送付先住所（⑤と同一の場合は記入不要です。）	フリガナ	トドウフケン		
	漢字	都道府県		

「振込口座を確認できる通帳等の写しを添付してください。」との文言を追加

※⑦解約手当金の受取方法及び受取金融機関名

希望する受取方法に○印を付け必要事項を記入して下さい。

①口座振込

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 商工中金			
預金種目	①普通	②当座	口座番号	←右づめで記入して下さい。
口座名義人名	フリガナ		金融機関の確認印	
			確認事項（請求者(口座名義人)）金融機関名 店舗名 預金種目 口座番号	押印廃止

（注）口座は請求者（契約者）名義のものとしてください。法人契約の場合は、法人名義の口座となります。

②窓口受取

受取金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 商工中金	支店	金融機関コード / 店舗コード

窓口受取希望の場合、支払通知書の送付先は登録住所となります。

印鑑証明書と同一の印となります。

事由発生年月日	⑩共済契約解除申出欄
⑧　年　月　日	中小企業倒産防止共済法第７条第３項の規定に基づき共済契約を解除いたします。 （注）中小企業倒産防止共済契約締結証書を紛失した場合は、印鑑証明書を添付して下さい。（３ヵ月以内の原本）

※⑨コード	事由（該当する事由のコード№に○印を付けて下さい。）
11	個人事業主の任意解除
12	法人の任意解除
21	個人事業主の死亡
22	法人の解散
23	個人事業主の事業譲渡
24	法人の事業譲渡
25	会社の分割
31	個人事業主に対する機構解除
32	法人に対する機構解除

機構が記入します。

共済契約者
事業所名

代表者役名・氏名　　実印

任意解除の場合には必ず記入・押印下さい。

※⑪添付した書類（添付した書類に○印を付けて下さい。）	⑫共済契約者氏名（事由が個人事業主の死亡によるものであるときに記入して下さい。）	フリガナ	機構使用欄
1.共済契約締結証書 2.戸籍謄本 3.登記事項証明書（商業登記簿謄本） 4.事業の全部譲渡を証する事業譲渡契約書 5.分割計画書又は分割契約書等事業の全部の承継を証する書類 6.印鑑証明書 7.その他		漢字	

⑬委託団体又は代理店記入欄

委託団体代理店	
委託団体番号 金融機関番号	

貸付を受けた共済金及び一時貸付金に未償還金額がある場合は、解約手当金から控除されます。

≪個人情報の利用目的について≫
中小機構が本請求書で取得したお客様の個人情報につきましては、請求審査、契約者基本台帳へのデータ入力、振込データ作成、支払通知文書等作成に利用します。
また、お客様ご本人からの契約内容に関する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成業務に利用します。

＜中小企業倒産防止共済契約に関する解約手当金請求書の例＞

様式㊥402

様式㊥402

㊥

中小企業倒産防止共済契約に関する解約手当金請求書（機構による契約解除用）

共済契約締結証書を必ず添付してください。紛失等のため添付できない場合は、印鑑証明書１通（３か月以内の原本）を添付してください。

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿
解約手当金を次のとおり請求します。

※印の欄は必ず記入してください。

※請求日	機構使用欄

① 共済契約者番号				
② 事業所の名称	(フリガナ)		※④押印欄	※電話番号
	漢字		実印	市外局番(　　) (　　－　　)
③ 代表者氏名又は個人事業主氏名	(フリガナ)			※共済契約者との続柄 1.代表取締役 2.本人 3.他（　　）
	漢字			
※ ⑤ 請求者の住所	(フリガナ)	ﾄ･ﾄﾞｳ ﾌ･ｹﾝ		
	漢字	都道 府県		
⑥ 送金通知書の送付先住所（⑤と同一の場合は記入不要）	(フリガナ)	ﾄ･ﾄﾞｳ ﾌ･ｹﾝ		
	漢字	都道 府県		

※ ⑦ 解約手当金の受取方法及び受取金融機関名 希望する受取方法に○印をつけ、必要事項を記入してください。	1.口座振込	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 商工中金	支店	金融機関コード	店舗コード
					金融機関確認の印	
		預金種目	1.普通 2.当座	口座番号	確認事項 請求者(口座名義人) 金融機関名 店舗名 預金種目 口座番号	押印廃止 確認印
		口座名義人	(フリガナ)			
		注意 口座は請求者（契約者）名義のものとしてくだ 法人契約の場合は、法人名義の口座となります				
	↓窓口受取希望の場合、送付先は送金通知書の住所となります。					
	2.窓口受取	受取金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 商工中金	支店	金融機関コード	店舗コード
					機構使用欄	
⑧ 事由発生日						
⑨ 事由		コード	事由			
委託団体名又は代理店名		委託団体番号又は金融機関番号				

「振込口座を確認できる通帳等の写しを添付してください。」との文言を追加

＜契約承継申出書の例＞

様式中 501

承継申出者→委託団体・代理店→機構

中

中小企業倒産防止共済
契約承継申出書 ［機構行］

捨印

実印

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

次のとおり被承継人の地位の承継（借入金債務がある場合は、共済金借入債務引受・一時貸付金借入債務引受を含む）を申し出ます。

整理番号（機構使用欄）

A欄　承継申出者記入欄(地位を承継する新共済契約者)

共済契約者番号	A　共済契約者番号欄は、承継申出者がすでに本制度に加入しているときにご記入ください。
1-1 事業所の所在地	郵便番号　－ 都道府県
1-2 登記上の住所（法人のみ記入）	郵便番号　－ 都道府県
2 事業所の名称	フリガナ 漢字　　実印　<法人>法人の実印　<個人事業主>個人事業主本人の実印
3 事業所の電話番号	－　－
4 代表者氏名または個人事業主氏名	フリガナ 漢字　(姓)　(名)
5 代表者または個人事業主の生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成　年　月　日生
6 企業形態	⑪個人 ㉑株式会社 ㉛企業組合 ㉒有限会社 ㉜協業組合 ㉓合資会社 ㉝事業協同組合 ㉔合名会社 ㉞事業協同小組合 ㊶士業法人 ㉕合同会社 ㉟商工組合
7 資本金または出資金	拾億千百拾万千百拾円
8 従業員数	人　(機構使用欄 業種)
9 主たる業種	(業種内容)
10 現在地での営業年数	年　か月
11 現業種での営業年数	年　か月
12 最近1年間の売上高	千百拾億千百拾万千百拾円
13 承継後の掛金月額（変更する場合は別途手続が必要です）	－　拾万千百拾円　0 0 0
14 国税滞納状況	①滞納していない ②滞納している（承継できません）
15 掛金納付方法	②口座振替
16 承継事由発生年月日	令和　年　月　日
17 承継事由（該当するものに○印をつけてください。）	Ⓐ 被承継人が死亡したことによる相続（承継人との続柄：　）→C欄、D欄をご記入ください。 Ⓑ 合　併 →C欄をご記入ください。 Ⓒ 事業の全部譲渡 →C欄、E欄をご記入ください。 （①法人→法人 ②法人→個人 ③個人→法人（法人成） ④個人→個人 ⑤個人→法人（法人成以外）） Ⓓ 会社分割 →C欄、F欄をご記入ください。
機構使用欄	

B欄　委託団体・代理店記入確認欄

申出内容につき適格者であることを確認しました。（添付書類・提示書類もご確認ください。）

所在地

名称

電話番号　－　－

押印廃止

18 申出受理年月日	令和　年　月　日
19 委託団体番号	
20 金融機関・店舗コード	－　－
21 担当者名	

C欄　被承継者欄(現在の共済契約者)

22 共済契約者番号	A　(必ずご記入ください)
23 事業所の所在地	都道府県
24 事業所の名称	
25 代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)　(名)
26 共済契約者番号	A　(被承継者が複数の場合にご記入ください)
27 事業所の所在地	都道府県
28 事業所の名称	
29 代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)　(名)

(機構使用欄)

［機構行］

様式㊥501－①

D欄(死亡による相続の場合)

中小企業倒産防止共済契約の地位の譲り受け及び事業の相続承継に関する書面

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

(承継申出人)
住所
氏名　実印

私は、令和　年　月　日に死亡した共済契約者＿＿＿＿＿＿＿＿に係る民法所定の相続手続を完了し、他の相続人の同意を得て共済契約者の事業の全部を相続承継したことに相違ありません。
よって、中小企業倒産防止共済契約における契約の全てについても、上記同様に承継することとします。

もし後日にいたって他の相続人から解約手当金の請求があったり、この承継について異議の紛争が生じたときは、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

E欄(事業の全部譲渡の場合)

事業譲渡証明書

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

(被承継人)
事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名又は個人事業主氏名　実印

私は、令和　年　月　日に事業の全部を＿＿＿＿＿＿＿＿に譲渡したことに相違ありません。

もし、後日にいたって事業の全部譲渡について、不正等が生じた場合は、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

F欄(会社の分割の場合)

分割に係る事業承継証明書

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

(被承継人)
事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名　実印

私は、令和　年　月　日に会社の分割に際し事業の全部を＿＿＿＿＿＿＿＿に承継したことに相違ありません。

もし、後日にいたって分割に係る事業の全部承継について、不正等が生じた場合は、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

《個人情報の利用目的について》
機構が承継申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成、締結証書作成に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

㊥

中小企業倒産防止共済
契約承継申出書

〔委託団体 代理店 控〕

捨印

実印

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

次のとおり被承継人の地位の承継（借入金債務がある場合は、共済金借入債務引受・一時貸付金借入債務引受を含む）を申し出ます。

A欄　承継申出者記入欄(地位を承継する新共済契約者)

共済契約者番号	A　　共済契約者番号欄は、承継申出者がすでに本制度に加入しているときにご記入ください。
1-1 事業所の所在地	郵便番号　－ 都道府県
1-2 登記上の住所（法人のみ記入）	郵便番号　－ 都道府県
2 事業所の名称	フリガナ 漢字　　実印　<法人>法人の実印　<個人事業主>個人事業主本人の実印
3 事業所の電話番号	－　　－
4 代表者氏名または個人事業主氏名	フリガナ 漢字　(姓)　(名)
5 代表者または個人事業主の生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成　年　月　日生
6 企業形態	⑪個人 ㉑株式会社 ㉛企業組合 ㉒有限会社 ㉜協業組合 ㉓合資会社 ㉝事業協同組合 ㉔合名会社 ㉞事業協同小組合 ㊶土業法人 ㉕合同会社 ㉟商工組合
7 資本金または出資金	給 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
8 従業員数	人
9 主たる業種	（業種内容）
10 現在地での営業年数	年　か月
11 現業者での営業年数	年　か月
12 最近1年間の売上高	千 百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
13 承継後の掛金月額（変更する場合は手続が必要です）	－　拾 万 千 百 拾 円　0 0 0
14 国税滞納状況	①滞納していない ②滞納している（承継できません）
15 掛金納付方法	②口座振替
16 承継事由発生年月日	令和　年　月　日
17 承継事由（該当するものに○印をつけてください。）	Ⓐ被承継人が死亡したことによる相続（承継人との続柄：　）→C欄、D欄をご記入ください。 Ⓑ合　併 →C欄をご記入ください。 Ⓒ事業の全部譲渡 →C欄、E欄をご記入ください。 （①法人→法人 ②法人→個人 ③個人→法人（法人成） ④個人→個人 ⑤個人→法人（法人成以外）） Ⓓ会社分割 →C欄、F欄をご記入ください。

B欄　委託団体・代理店記入確認欄

申出内容につき適格者であることを確認しました。（添付書類・提示書類もご確認ください）

所在地

名称　　印

電話番号　－　－

押印廃止

18 申出受理年月日	令和　年　月　日
19 委託団体番号	
20 金融機関・店舗コード	－　－
21 担当者名	

C欄　被承継者欄（現在の共済契約者）

22 共済契約者番号	A　（必ずご記入ください）
23 事業所の所在地	都道府県
24 事業所の名称	
25 代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)　(名)
26 共済契約者番号	A　（被承継者が複数の場合にご記入ください）
27 事業所の所在地	都道府県
28 事業所の名称	
29 代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)　(名)

〔委託団体・代理店控〕

D欄（死亡による相続の場合）

中小企業倒産防止共済契約の地位の譲り受け及び事業の相続承継に関する書面

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

（承継申出人）
住所
氏名　　実印

私は、令和　年　月　日に死亡した共済契約者＿＿＿＿＿＿に係る民法所定の相続手続を完了し、他の相続人の同意を得て共済契約者の事業の全部を相続承継したことに相違ありません。
よって、中小企業倒産防止共済契約における契約の全てについても、上記同様に承継することとします。

もし後日にいたって他の相続人から解約手当金の請求があったり、この承継について異議の紛争が生じたときは、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

E欄（事業の全部譲渡の場合）

事業譲渡証明書

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

（被継承人）
事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名又は個人事業主氏名　　実印

私は、令和　年　月　日に事業の全部を＿＿＿＿＿＿に譲渡したことに相違ありません。

もし、後日にいたって事業の全部譲渡について、不正等が生じた場合は、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

F欄（会社の分割の場合）

分割に係る事業承継証明書

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

（被承継人）
事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名　　実印

私は、令和　年　月　日に会社の分割に際し事業の全部を＿＿＿＿＿＿に承継したことに相違ありません。

もし、後日にいたって分割に係る事業の全部承継について、不正等が生じた場合は、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

《個人情報の利用目的について》
機構が承継申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成、締結証書作成に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

〔契約者控〕

様式㊥501－③

中小企業倒産防止共済
契約承継申出書 〔契約者控〕

㊥

捨印

実印

独立行政法人　中小企業基盤整備機構理事長　殿

次のとおり被承継人の地位の承継（借入金債務がある場合は、共済金借入債務引受・一時貸付金借入債務引受を含む）を申し出ます。

A欄　承継申出者記入欄（地位を承継する新共済契約者）

共済契約者番号	A　　共済契約者番号欄は、承継申出者がすでに本制度に加入しているときにご記入ください。
1-1 事業所の所在地	郵便番号　－ 都道府県
1-2 登記上の住所（法人のみ記入）	郵便番号　－ 都道府県
2 事業所の名称	フリガナ 漢　字　　実印　<法人>法人の実印　<個人事業主>個人事業主本人の実印
3 事業所の電話番号	－　　－
4 代表者氏名または個人事業主氏名	フリガナ 漢　字　(姓)　(名)
5 代表者または個人事業主の生年月日	①明治 ②大正 ③昭和 ④平成　年　月　日生
6 企業形態	11 個人　21 株式会社　31 企業組合 22 有限会社　32 協業組合 23 合資会社　33 事業協同組合 24 合名会社　34 事業協同小組合 41 士業法人　25 合同会社　35 商工組合
7 資本金または出資金	拾　億　千　百　拾　万　千　百　拾　円
8 従業員数	人
9 主たる業種	（業種内容）
10 現在地での営業年数	年　か月
11 現業種での営業年数	年　か月
12 最近1年間の売上高	千　百　拾　億　千　百　拾　万　千　百　拾　円
13 承継後の掛金月額（変更する場合は手続が必要です）	－　拾　万　千　百　拾　円　0　0　0
14 国税滞納状況	①滞納していない ②滞納している（承継できません）
15 掛金納付方法	②口座振替
16 承継事由発生年月日	令和　年　月　日
17 承継事由（該当するものに○印をつけてください。）	Ⓐ 被承継人が死亡したことによる相続（承継人との続柄：　　）→C欄、D欄をご記入ください。 Ⓑ 合　併　→C欄をご記入ください。 Ⓒ 事業の全部譲渡　→C欄、E欄をご記入ください。 （①法人→法人 ②法人→個人 ③個人→法人（法人成） ④個人→個人 ⑤個人→法人（法人成以外）） Ⓓ 会社分割　→C欄、F欄をご記入ください。

B欄　委託団体・代理店記入確認欄

申出内容につき適格者であることを確認しました。（添付書類・提示書類もご確認ください）

所在地

名　称　　印

電話番号　－　－

押印廃止

18 申出受理年月日	令和　年　月　日
19 委託団体番号	
20 金融機関・店舗コード	－　　－
21 担当者名	

C欄　被承継者欄（現在の共済契約者）

22 共済契約者番号	A　　（必ずご記入ください）
23 事業所の所在地	都道府県
24 事業所の名称	
25 代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)　(名)
26 共済契約者番号	A　　（被承継者が複数の場合にご記入ください）
27 事業所の所在地	都道府県
28 事業所の名称	
29 代表者氏名または個人事業主氏名	(姓)　(名)

D欄（死亡による相続の場合）

中小企業倒産防止共済契約の地位の譲り受け及び事業の相続承継に関する書面

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

（承継申出人）
住　所
氏　名　　実印

私は、令和　年　月　日に死亡した共済契約者＿＿＿＿＿＿に係る民法所定の相続手続を完了し、他の相続人の同意を得て共済契約者の事業の全部を相続承継したことに相違ありません。
よって、中小企業倒産防止共済契約における契約の全てについても、上記同様に承継することとします。

もし後日にいたって他の相続人から解約手当金の請求があったり、この承継について異議の紛争が生じたときは、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

E欄（事業の全部譲渡の場合）

事業譲渡証明書

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

（被承継人）
事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名又は個人事業主氏名　　実印

私は、令和　年　月　日に事業の全部を＿＿＿＿＿＿に譲渡したことに相違ありません。

もし、後日にいたって事業の全部譲渡について、不正等が生じた場合は、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

F欄（会社の分割の場合）

分割に係る事業承継証明書

捨印

独立行政法人
中小企業基盤整備機構理事長　殿

令和　年　月　日

（被承継人）
事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名　　実印

私は、令和　年　月　日に会社の分割に際し事業の全部を＿＿＿＿＿＿に承継したことに相違ありません。

もし、後日にいたって分割に係る事業の全部承継について、不正等が生じた場合は、その紛争を即時に処理し、貴機構に対して迷惑をかけません。
また、それによって承継による共済契約の効力をなくしたときは、承継後に払い込んだ掛金については、利息をつけることなく貴機構の都合のよいときに返還してください。
後日のため、本証を差し入れます。

《個人情報の利用目的について》
機構が承継申出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、掛金預金口座振替データ作成、締結証書作成に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金の増額推奨の業務に利用します。

＜一時貸付金貸付請求書の例＞

様式中 701

（2019年6月版　2019年6月印刷）

様式中701-①

契約者一機構

（機構使用欄）整理番号

中

一時貸付金用

中小企業倒産防止共済
一時貸付金貸付請求書〔機　構　行〕

独立行政法人　中小企業基盤整備機構　御中

・印鑑証明書（3か月以内発行の原本）を添付してください。
・収入印紙は、3枚目の左上に貼付してください。

捨印

下記のとおり一時貸付金の借入を申し込みます。

共済契約者記入欄（太枠内は全て記入してください。）

記入日　令和　年　月　日

共済契約者

[1] 共済契約者番号　A

[2] 郵便番号　－

[3] 事業所の所在地　都道府県

[4] 事業所の名称（個人事業主の場合は屋号）　フリガナ　漢字

[5] 連絡先　電話　－　－　FAX　－　－

[6] 代表者氏名または個人事業主氏名　フリガナ　漢字　（姓）　（名）

[7] 押印欄　実印　＜法人の場合＞印鑑証明書と同じ法人の実印　＜個人事業主の場合＞印鑑証明書と同じ個人の実印

[8] 生年月日　①明治　②大正　③昭和　④平成

[9] 借入申込額　金　万円也

[10] 借入区分　①新規借入　②同額借換　③増額借

※借入金振込先金融機関については、同額借換・減額借換の場合

「振込口座を確認できる通帳等の写しを添付してください。（例：通帳の表紙と表紙裏面）」との文言を追加

借入金振込先金融機関

金融機関名　銀行　信用金庫　信用組合　商工中金　支店　店舗コード

預金種目　①普通　②当座　口座番号（右詰めで記入）

口座名義人　フリガナ　漢字

押印廃止

共済契約者記入欄（①～③の□にチェック（レ印）がない場合は貸付けを受けられません）：反社会的勢力の排除に関する取扱いについて

□ ①反社会的勢力対応規程（貸付請求書本人控裏面に記載）第２条に掲げる反社会的勢力（暴力団等）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

□ ②自らまたは第三者を利用して、同規程第６条第１項各号に掲げる暴力的な要求行為等を行わないことを確約いたします。

□ ③次の取扱いについて同意します。

・①および②について表明・確約いただけない場合は、一時貸付金の貸付請求をお断りします。

・反社会的勢力に該当し、もしくは暴力的な要求行為等をしたときは、無催告でこの貸付契約および中小企業倒産防止共済契約が解除されることがあります。この場合、中小企業基盤整備機構から借り受けた全ての貸付金の残額について直ちに全額を返還していただきます。

機構使用欄

[14] 受理年月日　令和　年　月　日

[15] 整理番号

審査担当印

2枚目、3枚目にも押印してください。なお、2枚目は送付不要です。

＜重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書の例＞

（申出者→委託団体・代理店→機構）

共済契約者番号（機構使用欄）

〔契約承継〕

中小企業倒産防止共済　重要事項確認書　兼　反社会的勢力の排除に関する同意書

本重要事項確認書では、中小企業倒産防止共済契約の承継申出にあたり、大切なことがらについて確認、同意をしていただくとともに、反社会的勢力の排除に関して同意をしていただきます。必ず内容を確認し、不明点がある場合は委託団体・代理店の担当者に確認した上で□をチェック（レ印）してください。申出者記入欄は必ず承継申出者が署名・捺印してください。

1 重要事項の確認

＜中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）について＞

□制度への加入資格や、共済金の額、共済契約者が遵守すべき事項などは、中小企業倒産防止共済法その他関係法令、および制度の運営主体である独立行政法人中小企業基盤整備機構が定めた契約約款によります。
□中小企業倒産防止共済は、取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難になった場合に、「納付された掛金の10倍（限度額8,000万円）」と「回収困難となった売掛金債権等の額」とのいずれか少ない額の範囲内において、共済金の貸付けを受けることができる制度です。
□承継においては一定の審査があり、別途書類の提供を依頼する場合があります。
□承継申出で提出いただいた申出書および書類は審査結果に関わらず返却しません。

＜掛金の納付について＞

□承継申出者がすでに中小企業倒産防止共済制度に加入しているときは、掛金月額は被承継者と承継申出者の掛金月額の合算額となります。（20万円を超えるときは、20万円となります。）また、掛金総額は被承継者と承継申出者の掛金総額の合算額となります。（800万円を超えるときは、800万円となります。）お手続き完了時点で過剰となる額については返還します。（承継事由発生日が平成23年9月以前の場合、掛金月額の上限は8万円、掛金総額の上限は320万円となります。）
□掛金を前納した場合は、充当する月が到来してはじめて掛金として取扱いされます。したがって、充当する月が到来していない前納掛金は、共済金の貸付額や解約手当金額等の算定対象には含まれません。
□納付した掛金は、税法上「損金」（法人の場合）、または「必要経費」（個人事業の場合）に算入できますが、個人事業の場合、事業所得以外の収入（不動産所得等）は必要経費としての算入が認められていません。
□掛金を12か月分以上滞納した場合、共済契約が解除されます。

＜共済金の貸付けについて＞

□共済金貸付には一定の審査があります。
□共済金貸付は無担保、無保証、無利子で受けることができます。
□共済金貸付を受けると貸付金の10分の1に相当する額が、納付した掛金から控除されます。
□共済金貸付は加入後6か月が経過し、掛金納付月数が6か月以上あり、取引先事業者の倒産日から6か月以内の場合に請求できます。
□一般消費者に対する債権は共済金貸付の対象となりません。また、商品または役務の取引に該当しない貸付金債権や、融通手形に基づく債権、不動産の賃貸借に基づく債権などは、回収が困難となっても「回収困難となった売掛金債権等の額」には含まれません。
□共済金貸付を受けるときに一時貸付金がある場合は、共済金の額から一時貸付金の残高が控除されます。

＜共済契約の解約について＞

□掛金納付月数が12か月未満の場合は解約手当金の支払い対象となりません。
□共済契約者の死亡、解散、分割または事業全部の譲り渡しの場合は、その時点で共済契約は解約となります。ただし、所定の手続きにより共済契約を引き継ぐことができます。
□掛金納付月数が40か月未満で解約となった場合、原則、解約手当金の額が掛金納付額を下回ります。なお、掛金を前納した場合は充当する月が到来した時点で掛金納付月数に算入されます。
□共済金、一時貸付金の貸付けを受けている場合は、償還期日前であっても解約手当金から差し引いて支払います。
□偽りその他不正の行為により共済金の貸付け、一時貸付金の貸付け、早期償還手当金の支給、解約手当金の支給を受けた（または受けようとした）場合は、共済契約が解除されます。この場合、解約手当金は支払われません。
□解約手当金は、税法上「益金」（法人の場合）、または「事業所得の雑収入」（個人事業の場合）に算入されます。

2 反社会的勢力の排除に関する取扱いについて

□反社会的勢力対応規程（承継申出書本人控裏面に記載）第2条に掲げる反社会的勢力（暴力団等）に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないことおよび自らまたは第三者を利用し同規程第6条第1項各号に掲げる暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、承継申出をお断りします。
□承継後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が無催告で解除されることがあります。この場合、納付した掛金は返還しません。（解約手当金は支払われません。）

（申出者記入欄）

上記の重要事項および制度の内容を確認しました。
また、反社会的勢力の排除に関する取扱いに同意するとともに、現在および将来にわたり反社会的勢力に該当しないこと、暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約します。

確認年月日（令和） 年　月　日	事業所の所在地	押印廃止
	事業所の名称	
	代表者氏名または個人事業主氏名	

（申出者が署名し、「中小企業倒産防止共済契約承継申出書」と同一の印鑑をご捺印ください。）